

令和元年度温暖化防止にみんなで取り組む
「福島議定書」事業（学校版）実施要領

1 目的

学校において、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事（以下「知事」という。）と「福島議定書」を締結することにより、児童・生徒等と教職員が一体となった温暖化対策への取組を推進し、環境配慮意識の醸成を図る。

2 主催

福島県、地球にやさしい“ふくしま”県民会議

3 共催（予定）

福島県教育委員会、福島県地球温暖化防止活動推進センター

4 参加対象

県内の①幼稚園、②小学校、③中学校、④義務教育学校、⑤高等学校、⑥特別支援学校、⑦高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「学校」という。）

※ 小中（中高）一貫校の場合、電気・水道使用量を学校ごとに算出可能な場合は、それぞれ申し込むものとする。算出方法は、実情に応じて各学校で定めるものとする（例：人数や面積で按分する、等）。

算出不可能な場合は、小中一貫校は中学校の部に、中高一貫校は高校の部に申し込み、その部で審査を行う。

5 取組内容及び取組期間

（1）取組内容

学校は、以下に掲げる項目に関する目標等を定め、知事と「福島議定書」を締結し、地球温暖化対策に取り組むものとする。

ア 節電及び節水（必須）

基準年（平成28年～30年のうちいずれかを選択）の9月～10月の電気使用量及び水道使用量に基づく二酸化炭素排出量に対し、令和元年同月期の二酸化炭素排出量削減目標を定め、節電及び節水に取り組む。

イ 学校における環境保全活動

ゴミの分別回収の徹底、紙の両面印刷・裏紙利用の徹底など。

ウ 学校における環境教育

緑のカーテン作り、自然観察会の実施、再生可能エネルギーの授業など。

エ 学校における気候変動への適応

注意喚起のための熱中症情報の掲示、チェック表を用いた運動前の体調管理、風水害の避難経路の確認など。

オ 地域における環境保全活動

学校周辺の緑化活動、最寄駅の清掃や廃品回収の実施、地域イベントでの環境啓

発活動など。

カ 家庭における省エネ活動

「みんなでエコチャレンジ事業」の応募用紙の配布と、家庭での省エネ活動等の呼びかけなど。

キ その他独自の取組

マイ箸、マイボトル利用を呼びかけ、教職員の自転車通勤の促進など。

(2) 取組期間

ア 5 (1) アについては、令和元年9月～10月とする。

イ 5 (1) イ～キについては平成31年4月～令和元年10月のうち任意の期間とする。

6 参加手続

(1) 申込方法

電子メールにより参加申込書を福島県環境共生課に提出すること。福島県環境共生課は、参加申込書の提出があった学校に対し、「福島議定書」を送付するものとする。なお、「福島議定書」の送付業務については県委託先が行うものとする。

(2) 参加申込期限

令和元年8月30日(金)

(3) 提出先メールアドレス

giteisyogakko@pref.fukushima.lg.jp

7 報告手続

(1) 報告方法

取組期間終了後、電子メールにより取組報告書を福島県環境共生課へ提出すること。

(2) 報告期限

令和元年11月29日(金)

(3) 提出先メールアドレス

giteisyogakko@pref.fukushima.lg.jp

8 賞及び表彰式

(1) 賞

活動内容を審査し、上記2①～⑦の種別ごとに最優秀賞、優秀賞、入賞を選定する。また、学校独自に特色ある取組をしている学校を特別賞として選定する。

賞品については、副賞として、最優秀賞30,000円、優秀賞20,000円、入賞5,000円、特別賞5,000円の図書カードを贈呈する。

(2) 表彰式

別に定める審査要領により実施する。

9 審査

(1) 審査項目

- ア 二酸化炭素排出削減量及び削減率
- イ 温室効果ガス排出削減目標の設定状況及び達成状況
- ウ 学校における環境保全活動、学校における環境教育、学校における気候変動への適応、地域における環境保全活動及び家庭における省エネ活動の取組内容
- エ その他独自の取組内容

(2) 審査方法

別に定める審査要領によるものとする。

10 参加証の交付

本事業に参加した学校に、参加証を交付するものとする。

11 その他

本要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は、福島県生活環境部長が別に定める。